

# 中国強制自動車責任保険制度における被害者の権利保護

## —— 日本法からの示唆 ——

岳 衛

2004年に、中国は自動車第三者責任強制保険を実施したが、自動車事故の被害者がこの制度に基づき、十分な救済を得られるか、なお疑問が残る。

責任保険契約が第三者である被害者保護に役立つためには、保険者に対する被害者の直接請求権が大変重要である。しかし、中国法上にはこの権利に関する規定が設けられていない。直接請求権の代替手段として、まず、保険金請求権の代位行使が考えられるが、中国法上、債権者代位に関する規定は「契約法」の総則にしか設けられていないため、現行法の下で、被害者は直接保険者に対して行使できるのは、民事訴訟法上の権利のみである。すなわち、裁判所は被害者の申請に基づき、保険者に対し、直接被害者に保険金を支払うように通知・強制執行することができる。しかし、保険者は異議を申し出れば、裁判所はもはや強制執行ができないと定めているため、この方法の実効性が疑われている。したがって、被害者に迅速、確実な救済を与えるために、日本法と同様に、被害者に直接請求権を与えるべきである。

また、中国法にいう「第三者」は搭乗者以外の者を指すため、被害者が搭乗者である時、保護されないことになる。この場合、「第三者」の概念を拡大して、搭乗者も含めると定めれば、問題が解決できるように見える。しかし、責任保険である以上、被保険者である加害者に責任の発生が必要であり、場合によっては、たとえ加害者に責任があっても、被害者は加害者に損害賠償を請求できないことも生じうる。この問題を打開するためには、日本のような任意保険である搭乗者傷害保険を中国の強制自動車責任保険制度に導入すべきではないかと考える。

その場合、被害者は加害者の出捐により受領した搭乗者傷害保険金と加害者の支払うべき損害賠償金との関係をどう考えるべきであるかという問題が生じる。日本法上、搭乗者傷害保険金は損害賠償額から控除されないが、慰謝料斟酌の一事由として認められている。これに対し、搭乗者傷害保険を中国の強制自動車責任保険に導入すると、もともと加害者は保険料の支払を強制されているため、その出捐に対し、慰謝料の斟酌事由として考慮できない。

本論文は、被害者に迅速、確実な救済を与えているか否かを念頭におきながら、中国の強制自動車責任保険制度の問題点を分析し、その上で、日本法の解釈論を中国の立法論に生かし、これらの問題の改善策を検討するものである。